

副食費の取り扱い・負担減免について

保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

現在、3～5歳児の給食費分は、主食（お米・パン・麺など）分については直接、副食（おかず・おやつ・牛乳）分については（保育料の一部として）日進市を通じて保育所に（公立*の場合は日進市に直接）お支払い、または現物を持参していただいております。

今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、今後は主食分と副食分の給食費をまとめて保育所に（公立の場合はこれまでと同様、日進市に直接）お支払いいただくこととなります。

*米野木山西保育園（指定管理園）は保育所に直接お支払いいただきます。

これまで



令和元年（2019年）10月以降

